

指定管理業務に係る次期指定管理者選定の進捗状況

2024年(令和6年)1月31日

旭川市総合庁舎 7階 大会議室B

1 指定管理者制度の概要について

制度の概要

指定管理者制度は、多様化する住民ニーズに、より効率的・効果的に対応するため、「公の施設」の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的に創設された制度です。

従来は、市が「公の施設」の管理を委託する場合は、市の出資法人や公共的団体などに限られていましたが、本制度では、民間事業者等による管理や使用許可等の行政処分も行えるようになりました。

公の施設とは

「公の施設」とは、「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」と定義されている施設です。

具体例として、公園，総合体育館，市営住宅，住民センター，地区センター，保育所等があります。

公園と指定管理者制度

旭川市では、市内に438箇所あるすべての公園が指定管理者制度によって管理されています。現在の指定管理期間は令和6年3月末をもって終了となりますことから、令和5年度中に次期指定管理者の選定を行う必要があります。

2 指定管理者の募集について

都市公園指定管理期間（H31～R5）に出た課題

- 人件費・光熱水費高騰に伴う公園維持管理費の増大（R5から1.6億円増）
- 管理水準の維持（グループ間の技術の平準化）
- 多目的活用による公園載利用促進



- ・業務効率化・スリム化による経費圧縮
- ・自主事業の展開による公園利用の促進と収益化の推進
- ・利用者のニーズを施設の効率的な運営に活用
- ・グループ間で情報・管理技術の共有するための、相互連携の強化

課題解決のための次期（R6～R10）指定管理者制度に関する基本方針

(1) 区分の見直しによる効率的な管理体制構築

多様な利用促進事業の展開及び効率的な公園管理が可能となるための区分の見直し

(2) 管理者による自主事業・利用促進事業展開

現状の利用者ニーズを的確に把握し、運用面の見直しを積極的に実施

(3) 利用者の利便性を考慮した一体管理

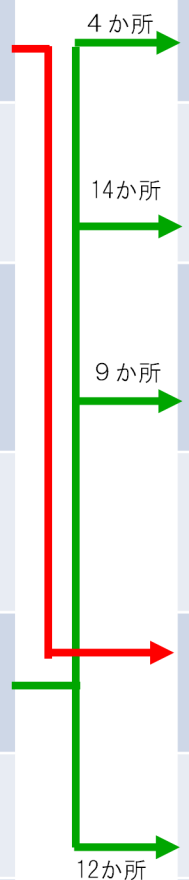
グループ間の事業連携の推進（横断的事業の展開、運動施設の利用調整等）

次期（R6～R10）指定管理者募集に当たっての具体的な取組み

- カムイの杜公園を公募区分へ（施設の特性を活かした多様な利用促進事業展開／運動施設利用調整を「指定管理者連絡協議会」で一体化し事業を効率化）
- Dグループを他グループへ編入（災害時の緊急体制強化／一体管理による経費圧縮／運動施設利用調整を「指定管理者連絡協議会」で一体化し事業を効率化）
- 北彩都ガーデンの右岸・左岸統合（一体管理による左岸を含めた自主事業の展開／一体化による業務効率化と経費圧縮）
- 指定管理者連絡協議会の横断的事業展開（維持管理／都市緑化／防災／市民協働／運動施設受付等）を仕様書で指示
- 地域イベントへの主体的参加による市民協働の推進と公園利用の促進の展開を仕様書で指示
- 利用者の動向調査の実施・分析による効率的な施設管理の検討・収益事業の創出について仕様書に指針を示した

令和6年度～ 指定管理区分(公募A～あさひかわ北彩都ガーデン等グループ)

グループ	管理区域(H31～R5)	管理区域(R6～R10R)	公園数
非公募	<ul style="list-style-type: none"> ●総合公園(常磐・神楽岡・春光台・忠和) ●運動公園(花咲スポーツ・東光スポーツ・石狩川水系緑地3か所) ●都市緑地(カムイの杜公園) 	<ul style="list-style-type: none"> ●総合公園 ●運動公園(石狩川水系緑地4か所追加) 	現在10か所 ↓ 次期13か所
A	<p>【中央神楽地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地区公園(宮前・東豊公園除く) ●近隣公園(西神楽・旭神中央公園除く) ●街区公園, 都市緑地 	<p>【中央神楽地区】</p> <p>地区公園, 近隣公園, 街区公園, 都市緑地●</p> <ul style="list-style-type: none"> ●運動公園(石狩川水系緑地14か所追加) 	現在222か所 ↓ 次期236か所
B	<p>【北星永山地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地区公園(新富公園除く) ●近隣公園(千代の山公園除く) ●街区公園, 都市緑地 	<p>【北星永山地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地区公園, 近隣公園, 街区公園, 都市緑地 ●運動公園(石狩川水系緑地9か所追加) 	現在194か所 ↓ 次期203か所
C	<ul style="list-style-type: none"> ●特殊公園(旭山, 嵐山公園) ●地区公園(東豊公園, 新富公園) ●近隣公園(西神楽公園, 千代の山公園) ●都市緑地(オサラッペ川広場) 	<ul style="list-style-type: none"> ●特殊公園, 地区公園, 近隣公園, 都市緑地 <p><u>市民協働として, 主体的に地域イベントを開催, 旭山及び嵐山公園のヒグマ対策を仕様に追加しました。</u></p>	次期7か所
D	<ul style="list-style-type: none"> ●運動公園(石狩川水系緑地35か所) <p><u>災害時の緊急体制強化・一体管理による経費圧縮ため, 近接グループに分散編入</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ●都市緑地(カムイの杜公園) <p><u>非公募区分から公募区分へ変更</u></p>	次期1か所
E	<ul style="list-style-type: none"> ●近隣公園(旭神中央公園) ●都市緑地(永山みず辺緑地) ●運動公園(石狩川水系緑地) 	<ul style="list-style-type: none"> ●近隣公園, 都市緑地 ●運動公園(石狩川水系緑地12か所を統合・追加) 	現在13か所 ↓ 次期14か所
F	<ul style="list-style-type: none"> ●都市緑地(突哨山) 	<ul style="list-style-type: none"> ●都市緑地(突哨山) <p><u>ヒグマ対策強化を仕様に追加しました。</u></p>	次期1か所
あさひかわ北彩都ガーデン等	<ul style="list-style-type: none"> ●右岸等(宮前公園・神楽橋下流右岸・ガーデン等以外含む)等 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ●左岸等(忠別橋上流左岸広場・忠別川左岸並木の一部等) 	<p>統合</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地区公園(宮前公園) ●都市緑地(プロムナード緑地・旭川駅南緑地・南6条通緑地) ●運動公園(神楽橋下流右岸・忠別橋上流左岸広場・忠別川左岸並木) 	現在7か所 (左3・右4) ↓ 次期7か所



3 優先交渉権者の選定について

優先交渉権者選定までの流れについて

①公募の告知及び募集要項の配布	令和5年10月11日(水)	
②説明会の開催(募集要項)	令和5年10月24日(火)	職員会館2・3号室
(施設見学)	令和5年10月25日(水)	
③質問書の受付	令和5年10月11日(水)から11月15日(水)まで	
④質問書の回答	令和5年11月22日(水)	
⑤事業計画書の提出期限	令和5年11月30日(木)	※募集期間51日間
⑥選定委員会(ヒアリング・評価)	令和5年12月20日(水)	※A・B・E・Fグループ
	令和5年12月26日(火)	※C・D・北彩都・非公募グループ
⑦選定結果の公表	令和6年1月5日(金)	※A・B・E・Fグループ
	令和6年1月12日(金)	※C・D・北彩都・非公募グループ

優先交渉権者選定方法

- 応募者提出書類の1次審査(資格審査)後に、内部委員3人・外部委員4人で構成する都市公園指定管理者選定委員会で応募者のヒアリングを実施。
- ヒアリングは「非公募公園」の指定管理者の評価と「公募公園」の応募者の応募書類やヒアリングに基づき評価し、優先交渉権者の選定を実施。
- 各区分の特性が異なるため、区分ごとに特に重視して評価する項目を加えた選定評価書を用いて、申請書類とヒアリングの質疑応答の内容から、項目ごとに評価点を付ける。
- 各区分の選定評価者の評価点を合計し、総得点が満点の2分の1以上獲得で優先交渉権者としての資格を獲得

(1)旭川市都市公園指定管理者選定委員会ヒアリング結果

グループ	申請団体	順位	評価合計点	評価内容
Aグループ	株式会社 旭川公園管理センター	1位	1,207点 ／1,440点満点	サービス向上, 経費縮減, 公園施設の管理保守点検・衛生管理及び植物の育成管理, 地域に密着した管理等の項目について高い評価
Bグループ	株式会社 旭川公園管理センター	1位	1,207点 ／1,440点満点	同上
Cグループ	公益財団法人 旭川市公園緑地協会	1位	1,765点 ／2,100点満点	サービス向上, 公園施設の管理保守点検・衛生管理及び植物の育成管理, 地域に密着した管理等の項目について高い評価
Dグループ	公益財団法人 旭川市公園緑地協会	1位	1,786点 ／2,050点満点	同上
Eグループ	グリーンテックス 株式会社	1位	1,648点 ／1,800点満点	サービス向上, 経費縮減, 公園施設の管理保守点検・衛生管理及び植物の育成管理, 地域に密着した管理等の項目について高い評価
Fグループ	特定非営利活動法人 もりねっと北海道	1位	1,484点 ／1,800点満点	同上
	応募者A	2位	1,196点 ／1,800点満点	サービス向上・市民協働の項目は高い評価だが, 財務状況, 公園施設の管理及び安全性の確保, 過去の実績及びその他の指定管理者との連携等の項目は低い評価。
あさひかわ北彩都ガーデン等グループ	あさひかわ北彩都ガーデン等グループ共同事業体 (代表: (公財)旭川市公園緑地協会) (構成: グリーンテックス(株))	1位	1,846点 ／2,100点満点	サービス向上, 公園施設の管理保守点検・衛生管理及び植物の育成管理, 地域に密着した管理等の項目について高い評価
非公募	公益財団法人 旭川市公園緑地協会	適性	△(改善の必要あり)の評価数が2%未満	施設管理業務全般など, 全ての項目についての評価が適当であると認められ, 適正な管理が見込まれる。

(2)新規指定管理者業務開始までの流れ

昨年12月の選考委員会の結果について、優先交渉権者を市のホームページにて公表しています。

以降は下記のスケジュールに従い、指定管理者との協定締結・指定管理業務の履行まで進めていきます。

- ①令和6年1月15日 令和6年第1回定例議会議案提出
議案「指定管理者の指定」

- ②令和6年2月中 事前協議（基本協定書約款・基本協定額・
年次協定額・仕様内容の確定）

- ③令和6年3月上旬 令和6年第1回定例議会議決
「議案指定管理者指定先」

- ④令和6年3月下旬 基本協定及び年次協定締結

- ⑤令和6年4月1日 都市公園指定管理業務開始

4 協定締結に向けた事前協議の内容について

事前協議の主旨

- 事前協議は都市公園指定管理者との協定締結に当たり、5年間の基本協定額及び年次協定額（年間の業務委託費）並びに協定約款の内容を確定させるために行う協議。

指定管理応募者に期待する 課題解決に向けた取組み

- 効率的一体管理のために編成した新区分において、利用者サービスの質を低下させない経費節減の取組みの提案
- 利用者ニーズに対応した公園の利用促進と公園の維持管理費の自主財源確保を両立させる自主事業の提案
- 河川増水やヒグマ出没等の自然災害発生時に、利用者の安全を確保しつつ、迅速に施設復旧を行うための方策の提案
- 利用者へのサービス向上と公園利用の促進に必要な指定管理者間の連携や地域協働事業の提案

事前協議

事業計画（提案内容）を基に業務や経費の内容を精査し、協定書・協定約款・協定額について協議。

事業計画（一部抜粋）

- 芝生維持管理を機械化（自社所有）し、人件費の抑制と迅速な芝生管理を行う。
- 干ばつ・多雨に強い芝生を使用し、敷地の補修費を抑制する。
- 資格やノウハウをもつ他施設の管理職員を共有し、質の高いサービスの維持と人件費の抑制を図る。
- 自販機や売店等の便益施設を設置し、利用者のサービス向上を図ると共に、維持管理に必要な自主財源の確保を図る。
- 利用者の動向を把握し、ニーズに合った有料施設（ドッグラン・各種体験コーナー等）の設置を試行し、事業化に向けた選別を行う。
- 旭山・嵐山にヒグマ監視用カメラ及び接近抑制用の電気柵を設置する。
- 公園管理に関するノウハウ・情報の共有を図り、旭川市都市公園全体の管理維持の質の向上を図る。